

# 保護者の皆さまへ 預かり保育 利用申込みにあたってのお願い

## 「預かり保育」とは

「預かり保育」は、保護者の就労などにより家庭保育が困難な園児に対して行います。  
事前申し込みが必要ですので、利用前に必ず手続きをしてください。

### ①手続きについて

通園予定の幼稚園に以下の書類を提出してください。

1.預かり保育利用申込書

2.子育てのための施設等利用給付認定申請書

3.「就労証明書」などの預かり保育の必要性を証明する書類（父・母）

預かり保育の必要性を証明する書類の詳細については、裏面をご覧ください。

### ②「求職活動や起業準備」で申込みされる方へ

認定期間は認定開始日から最長90日間です。

就労先が決定した際は、速やかに『就労証明書』を提出してください。

### ③預かり保育の必要性を証明する書類について

変更がある度に提出が必要です。

保護者の状況に応じて提出書類が変わりますので、事前に下記までご相談ください。

※退職により家庭保育が可能となった際は、預かり保育の利用ができなくなります。

※育児休業取得中の場合は、原則預かり保育の利用は出来ません。ただし、家庭保育が

困難な場合はご相談ください。

### 預かり保育 利用時間

【平日】午前7時～8時まで、午後2時～6時まで

【土曜日・長期休業日】午前7時～午後6時まで

※午後6時～7時の利用については、「特別預かり保育」を実施します。

### 【問い合わせ】

子ども課 子ども支援班 ☎84-3712  
坂下南幼稚園 ☎83-2410  
坂下東幼稚園 ☎83-8590

「保育の必要性を証明する書類」は、下記の該当する書類を提出してください。

※児童の父母分が必要です（ひとり親を除く）。

※きょうだい児の現況届等で既に提出している場合は、不要です。

※『就労証明書』のみを添付しましたが、その他の申請書類が必要な場合は、子ども課子ども支援班へお申し出ください。申請書類様式・記入例は、町ホームページからダウンロードできます。

保育の必要性	該当する書類
就労中または育児休業から復職予定	『就労証明書』 ※なお、利用には月64時間以上の就労であることが必要です。
求職活動	『求職活動申出書』
起業準備	『起業準備状況申告書』
妊娠・出産	『母子健康手帳の氏名欄（表紙）・出産予定日・が確認できるページの写し』
同居親族の介護・看護	『介護・看護状況申告書』及び 『介護・看護を必要とする理由や期間が記載されているもの（医師の診断書など）』 『障害者手帳または介護保険被保険者証の写し』
就学	『在学証明書の写し』『カリキュラム等の写し』
疾病・負傷・障がい	『医師の診断書（保育を必要とする理由や期間が記載されているもの）』 『障害者手帳の写し（氏名及び障がいの程度が確認できるページ）』
その他	子ども課子ども支援班までご相談ください